改正後	改正前
（定義） **第一条**　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十　略］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　信託契約であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係会社（定義府令第七条第二項に規定する関係会社をいう。）をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であって、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株券を取得し、又は買い付けるものであること。 ロ　発行会社等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四条第三項の報酬委員会の決定又は対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ⑴に規定する対象従業員をいう。以下ロにおいて同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株券若しくは当該株券の売却代金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき、発行会社等の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下ロにおいて同じ。）若しくは役員であった者若しくは対象従業員若しくは対象従業員であった者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株券又は当該売却代金の交付を行うものであること。 ［ハ・ニ　略］ ［七・八　略］ （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 一　令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの ［イ～ヘ　略］ ト　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十一条第一項に規定する利用者区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する利用者区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立 チ　［略］ ［二～五　略］ 六　令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの ［イ・ロ　略］ ハ　法第二条第二項第三十九号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　［同上］ イ　発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係会社（定義府令第七条第二項に規定する関係会社をいう。）をいう。ハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であって、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株券を取得し、又は買い付けるものであること。 ロ　対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ⑴に規定する対象従業員をいう。以下ロにおいて同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株券又は当該株券の売却代金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき、発行会社等の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下ロにおいて同じ。）若しくは役員であった者若しくは対象従業員若しくは対象従業員であった者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株券又は当該売却代金の交付を行うものであること。 ［ハ・ニ　同上］ ［七・八　同上］ （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ［号の細分を加える。］ ト　［同上］ ［二～五　同上］ 六　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　法第二条第二項第三十八号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該